

京都府公共調達検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 府が行う公共調達に係る入札制度改革を検証し、公正な競争、工事の品質確保及び地域経済への貢献等との均衡を考慮した、効果的な公共調達及び入札制度のあり方を提言するため、京都府公共調達検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査及び検討する。

- (1) 府の公共調達に係る入札制度等の運用状況及び課題等の検証に関すること。
- (2) 公共事業の品質確保や地域経済への貢献等との均衡を考慮した公共調達に関すること。

(委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見及び検討を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、5人の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 委員会は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部入札課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。